健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出 志摩市長 橋 爪 政 吉

記

(%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	7. 6	1 2. 7
(12.78)	(17.78)	(25.0)	(350.0)

※括弧内の数値は、早期健全化基準である。